

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		遺族連合会補助金 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課	
				問い合わせ先	0568-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市遺族連合会		代表者名	会長 小嶋 毅	
関係規定	法令	-		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		戦没者慰霊事業など遺族会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		先の戦争の戦没者遺族が自らの体験をもとに平和の尊さを再認識し、各地区慰霊祭等諸般の事業を実施することで、遺族間相互の共和と福祉の増進を図るため。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		300,000 円	350,000 円	450,000 円	450,000 円	
		(300,000 円)	(350,000 円)	(450,000 円)	(450,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 市内各地区での慰霊祭の開催 国及び県が行う戦没者慰霊事業への参加 				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		1,483,143 円		
		うち補助事業全体の経費		1,483,143 円		
		うち補助対象経費		1,396,143 円		
		補助対象経費の内訳		会議費		28,928 円
				負担金(県連合会会費)		263,226 円
				事業費(神社参拝、追悼式、研修会、大会参加費)		919,662 円
				管理費(地区忠魂塔管理費)		150,400 円
雑費(事務用品)				33,927 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 450,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		各種行事の実施により、市民への平和意識の醸成が図られた。				
その他参考事項		令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い事業を縮小していたため、補助金の交付が定額(450,000円)以下であった。令和5年度は対象経費の1/2が補助金支出金を上回るため、精算なし。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		242,906 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		242,906 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山保護区保護司会 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山保護区保護司会		代表者名	会長 松本 寛		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		保護観察所と連携し、犯罪者の社会復帰支援などを行っており、保護司会の果たす役割を担う団体が他にないため					
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		保護司会は、法務大臣が委嘱した保護司で構成された団体で、保護観察所の指導のもと、犯罪者の更生と社会復帰を助け、犯罪や非行に対する予防活動を助け、犯罪や非行に対する予防活動を通じ、地域の健全化を図ることを目的として活動しているため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0 円	0 円	500,000 円	500,000 円		
		(0 円)	(0 円)	(500,000 円)	(500,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		社会を明るくする運動、作文コンクール、麻薬覚せい剤乱用防止運動、講演会など地域の犯罪抑止の為に活動や、保護司としての対応力を向上するための研修会を実施した。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		3,009,870 円			
		うち補助事業全体の経費		1,364,374 円			
		うち補助対象経費		1,364,374 円			
		補助対象経費の内訳		事務費		203,781 円	
				分担金(県・中部地方・全国保護司連盟)		110,500 円	
				事業費(社明運動、薬物乱用防止街頭活動)		1,050,093 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 500,000円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施		
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		市民の犯罪への意識への啓発活動を行うため、数値化することは難しい。しかし、社会を明るくする運動、麻薬・覚せい剤乱用防止運動などを行うことで、地域の犯罪者の更生や犯行思想の啓発、青少年の非行防止に寄与している。					
その他参考事項		令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、団体としての事業を縮小していたため補助金の交付なし。令和5年度は対象経費の1/2が補助金支出金を上回るため、精算なし。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		445,202 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		445,202 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市更生保護女性会 (犬山市福祉団体等活動費補助金)		市の担当部課	健康福祉部 福祉課	
				問い合わせ先	058-44-0320	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山市更生保護女性会		代表者名	齊木 成子	
関係規定	法令	-		条例	-	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等活動費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	昭和34年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		保護司と連携し、犯罪予防活動を行っており、更生保護女性会の果たす役割を担う団体が他にないため				
市が補助金を交付する公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		更生保護女性会は犯罪や非行のない明るい社会の実現のために犯罪予防活動、子育て支援、社会参加活動を行う民間のボランティア団体である。				
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
		100,000 円	100,000 円	96,933 円	100,000 円	
		(100,000 円)	(100,000 円)	(96,933 円)	(100,000 円)	
市の補助金を使って実施した事業の内容		非行のない明るい社会の実現のためにパトロール、更生保護施設の訪問を実施、講演会の参加を行った。				
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		271,867 円		
		うち補助事業全体の経費		193,867 円		
		うち補助対象経費		193,867 円		
		補助対象経費の内訳		事業費		90,472 円
				研修費		15,800 円
				会議費		4,208 円
				負担金		41,000 円
				事務費		5,727 円
交通費				36,660 円		
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額 100,000円		
		補助限度額		未設定		
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施	
補助金を交付して市が得たメリット (何がどうなったのか)		パトロールや更生保護施設の訪問を実施することで非行のない明るい社会の実現に貢献することができた。				
その他参考事項		令和3年度・令和4年度は対象経費の1/2が補助金支出金を上回るため、精算なかった。。令和5年度は対象経費の1/2が補助金支出金を下回ったため差分を精算した。				
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		86,453 円		
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		86,453 円		
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市原子爆弾被爆者検診旅費助成金		市の担当部課	健康福祉部福祉課			
				問い合わせ先	0568-44-0320			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市原子爆弾被爆者検診旅費助成金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		広島市・長崎市内の指定病院による検診を受けることにより、原子爆弾被爆者の健康保持及び福祉の増進に寄与するため。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算			
		0 円	0 円	0 円	100,000 円			
		(0 円)	(0 円)	(0 円)	(100,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		-						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		0 円				
		うち補助事業全体の経費		0 円				
		うち補助対象経費		0 円				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		定額(予算の範囲内) 広島市内の病院:41,120円、長崎市内の病院:56,660円				
		補助限度額		同上				
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変更があった場合、変更申請に基づき補助金の変更交付を行う			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		-						
その他参考事項		令和3年度・令和4年度は申請実績なし。令和5年度も申請実績なし。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		単位民生委員児童委員協議会活動費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0319		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		犬山北地区民生委員児童委員協議会 はじめ6団体		代表者名	—		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市単位民生委員児童委員協議会 活動費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	令和元年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)		単位民生委員児童委員協議会の果たす役割を担う団体は同団体の他にないため					
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)		民生委員法第20条に基づく民生委員児童委員を構成員とする組織である「単位民生委員児童委員協議会」の活動促進及び活性化を図り、もって地域福祉の増進に寄与するため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		1,638,811 円	1,778,247 円	2,325,009 円	2,387,000 円		
		(1,638,811 円)	(1,778,247 円)	(2,325,009 円)	(2,387,000 円)		
市の補助金を使って 実施した事業の内容		各地区の単位民生委員児童委員協議会が、地域における様々な関係者・関係団体と連携しながら、地域での奉仕活動や知識向上のための研修を実施している。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		11,294,701 円			
		うち補助事業全体の経費		11,294,701 円			
		うち補助対象経費		4,668,562 円			
		補助対象経費の内訳		各種会費(6地区合計/県社協会費等)		1,512,380 円	
				会議費(6地区合計/定例会開催等)		556,600 円	
				事務費(6地区合計/消耗品費等)		998,692 円	
				研修費(6地区合計/地区研修等)		594,986 円	
事業費(6地区合計/サロン開催等)				1,005,904 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		単位民生委員児童委員協議会の事業に対し、補助対象経費の2分の1を上限として補助			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無 (変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施		
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)		市内の民生委員児童委員協議会の特色ある活動が、質量ともに深化することにより、地域における福祉活動の推進という困難な目的達成に寄与することができる。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		1,973,938 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		1,973,938 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課			
				問い合わせ先	0568-44-0320			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		-		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市福祉団体等貸切バス利用料補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成29年度	補助終了年度	未設定		
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		原則、福祉団体(障害者、高齢者、子ども)への補助を目的としているため。 ※対象団体のうちから公募						
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		市の保有する大型バスの廃止に伴い、市内の福祉団体等が使用する貸切バスの利用に要する経費の一部を補助することにより、福祉の増進を図る。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算			
		80,000 円 (80,000 円)	44,000 円 (44,000 円)	318,000 円 (318,000 円)	1,520,000 円 (1,520,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		<ul style="list-style-type: none"> 福祉団体等がその活動目的を達成するために行う事業 福祉団体等が国、県その他の行政機関が主催する事業に参加する場合 						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		318,000 円				
		うち補助事業全体の経費		318,000 円				
		うち補助対象経費		318,000 円				
		補助対象経費の内訳		貸切バス借上料 (5団体)				
				乗車人数41人以上の貸切バス 318,000 円				
補助額の算出方法		補助率、補助額		貸切バス1台につき、補助対象経費の合計額の5分の4以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる)				
		補助限度額		乗車人数41人以上の貸切バス:8万円、同30人以上40人以下の貸切バス:7万円、同11人以上29人以下の貸切バス:5万5千円				
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	交付決定後に事業費に変更があった場合は、変更申請に基づき補助金の変更交付を行うため			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		団体活動が安定的に実施され、団体活動者が親睦を深め社会参加の機会を提供することができ、福祉の増進に繋がった。						
その他参考事項		利用実績に基づき交付する為、余剰額(繰越額)は発生しない。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		- 円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		- 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市社会福祉協議会運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部福祉課		
				問い合わせ先	0568-44-0320		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		社会福祉法人 犬山市社会福祉協議会		代表者名	会長 紀藤 秀夫		
関係規定	法令	社会福祉法第58条第1項		条例	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例		
	規則等	犬山市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則		要綱	犬山市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	昭和36年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		社会福祉法第109条において地域福祉の推進を図ることを目的として法的に位置づけられ、地域の社会福祉の要としての役割を担う団体は、同団体の他にないため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会は「誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念としている。当補助金は同会の職員の人件費等に充てられており公益上必要な同会の事業を支えている。同会の活動を支援することで、行政や各団体と連携した犬山市内全域での包括的な福祉活動の推進が期待できる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		24,096,994 円	24,628,732 円	27,809,470 円	34,071,000 円		
		(24,096,994 円)	(24,628,732 円)	(27,809,470 円)	(34,071,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		社会福祉法人犬山市社会福祉協議会の各種事業 ①法人運営事業(資格取得の奨励など)②地域福祉推進事業(サロンの実施など)③ボランティア活動支援事業④共同募金配分金事業⑤居宅介護支援事業⑥訪問介護事業⑦相談支援事業⑧高齢福祉推進事業⑨資金貸付事業⑩基金運営事業(ボランティアセンター運営では直接補助金を活用)					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		166,357,120 円			
		うち補助事業全体の経費		34,548,916 円			
		うち補助対象経費		27,809,470 円			
		補助対象経費の内訳		人件費(職員5名)		25,069,326 円	
				臨時雇賃金(パート1名)		1,459,500 円	
				ボランティアセンター運営費		1,000,000 円	
弁護士無料法律相談				280,644 円			
補助額の算出方法		補助率、補助額		人件費:100%(4名)、50%(2名) 賃金:50%、ボランティアセンター運営費:1,000,000円(定額)、弁護士無料法律相談50%			
		補助限度額		予算の範囲内			
		精算の有無(変更交付)	有	その理由	事業実績に応じ精算を実施		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		同会は行政や各団体と連携し、犬山市内全域で包括的に福祉活動を推進している。行政や民間のみでは実施することのできないサービスを実施し、地域福祉の向上に寄与している。					
その他参考事項		令和5年度は対象経費の1/2が補助金支出金を下回ったため差分を精算した。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。